

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（環境局総務部総務課）…一	規 則
○建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一	告 示
○建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………（同）…一	
○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二	
○平成二十一年東京都告示第六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課）…二	
○生活保護法による介護機関の指定……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…三	
○都道の区域変更（四件）……………（建設局道路管理部路政課）…四	
規 程（交）	
○東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………九	
○東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程……………五	

## 告 示（交）

○昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正……………元

○開発行為に関する工事完了（四件）……………元

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…元

## 規 則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

### ●東京都規則第十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十一年東京都規則第二百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

●東京都告示第三百三十八号

令和三年東京都告示第六号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番	取消年月日
港区赤坂二丁目千七百十二番一から同番三まで、同番二十六から同番二十九まで、千七百二十六番及び千七百三十一番から千七百三十五番まで	令和四年三月二日

### ●東京都告示第三百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
港区赤坂二丁目千七百十二番一から同番三まで、同番六、千七百十二番六、千七百二十六番及び千七百三十一番から千七百三十五番まで	令和四年三月二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第三百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和四年三月二日 昭島市緑町四丁目三千七百八十九番四十二 延長 一六・〇〇 幅員 四・二〇

●東京都告示第三百四十一号

平成二十一年東京都告示第千六百六十七号(東京都エネルギー有効利用指針)の一部を次のように改正する。

令和四年三月十七日

東京都知事 小池百合子

別記第二号様式その三を次のように改める。

その3

再生可能エネルギー(太陽光)を利用するための設備の概要

11 他地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討内容

- (1) 導管の敷設ルートの確保の可能性 □ある □なし
(2) 熱の相互利用の可能性 □ある □なし
(1)及び(2)の可能性がある場合には、次の検討を行う。
(3) 熱供給の供給条件

Table with 2 columns: 熱媒体の種類, 評価. Rows include 温度(℃), 圧力(MPa).

Table with 2 columns: 熱のエネルギー効率・評価, エネルギー効率, 評価.

(5) 導管の接続工事の工程 接続工事工程の調整の可否 □可能 □不可 □その他( )

12 エネルギー供給を行う区域図(熱供給プラントの位置・導管敷設計画・エネルギー供給先の位置)

Blank area for the energy supply area map and related plans.

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式その三を次のように改める。

その3

<p>主要熱源機器等の概要</p>	
<p>熱供給プラントの設備更新等により変更した内容</p>	
<p>再生可能エネルギー（太陽光）を利用するための設備の概要</p>	
<p>10 他地域エネルギー供給事業者との供給した熱の相互利用の内容</p>	

(日本産業規格A列4番)

附則

- この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都エネルギー有効利用指針別記第二号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1342354876	有限会社ソートフル	東京都江戸川区西小岩4-9-7	ハートフル薬局	東京都江戸川区西小岩4-9-7	居宅療養管理指導	令和3年11月1日
1342354876	有限会社ソートフル	東京都江戸川区西小岩4-9-7	ハートフル薬局	東京都江戸川区西小岩4-9-7	介護予防居宅療養管理指導	令和4年2月1日
1315370028	医療法人社団三秀会	東京都羽村市羽字武蔵野4207	医療法人社団三秀会 羽村三慶病院	東京都羽村市羽字武蔵野4207	通所リハビリテーション	令和3年11月1日
1315370028	医療法人社団三秀会	東京都羽村市羽字武蔵野4207	医療法人社団三秀会 羽村三慶病院	東京都羽村市羽字武蔵野4207	介護予防通所リハビリテーション	令和4年2月1日
1330389726	関 威夫	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘7-3-10	関歯科医院	東京都港区赤坂2-19-4 関ビル2階及び3階	居宅療養管理指導	令和3年11月1日
1330389726	関 威夫	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘7-3-10	関歯科医院	東京都港区赤坂2-19-4 関ビル2階及び3階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年11月1日
1342055275	株式会社くすりのダイイチ	東京都西東京市東町2-14-11	くすりのダイイチ薬局 吉祥寺通り店	東京都練馬区立野町14-21-102A	居宅療養管理指導	令和4年1月1日
1342055275	株式会社くすりのダイイチ	東京都西東京市東町2-14-11	くすりのダイイチ薬局 吉祥寺通り店	東京都練馬区立野町14-21-102A	介護予防居宅療養管理指導	令和4年1月1日
1330980953	医療法人社団B L I S S	東京都品川区西大井1-3-3 コア・スターレ西大井第二ビル301	医療法人社団B L I S S 西大井駅前歯科クリニック	東京都品川区西大井1-3-3 コア・スターレ西大井第二ビル301	居宅療養管理指導	令和3年11月1日
1330980953	医療法人社団B L I S S	東京都品川区西大井1-3-3 コア・スターレ西大井第二ビル301	医療法人社団B L I S S 西大井駅前歯科クリニック	東京都品川区西大井1-3-3 コア・スターレ西大井第二ビル301	介護予防居宅療養管理指導	令和4年2月1日
1341258318	有限会社はなぞの薬局	東京都足立区谷中2-20-16	明大前はなぞの薬局	東京都世田谷区松原2-45-10 レインボー明大前1階	居宅療養管理指導	令和4年1月1日
1395200023	社会福祉法人菅生会	東京都あきる野市菅生1453	こいかわの郷	東京都あきる野市菅生1446-1	認知症対応型通所介護	令和4年2月1日
1395200023	社会福祉法人菅生会	東京都あきる野市菅生1453	こいかわの郷	東京都あきる野市菅生1446-1	介護予防認知症対応型通所介護	令和4年2月1日
1390100046	社会福祉法人新生寿会	岡山県井原市木之子町2416-1	グループホーム ジョール麹町	東京都千代田区麹町2-14-3	認知症対応型共同生活介護	令和3年12月1日
1390100046	社会福祉法人新生寿会	岡山県井原市木之子町2416-1	グループホーム ジョール麹町	東京都千代田区麹町2-14-3	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和4年2月1日

●東京都告示第三百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 世田谷三鷹

二 変更の区間 世田谷区北烏山八丁目二千四百四十三番六

一 地内まで 地内から同区北烏山七丁目千六百十六番

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道世田谷三鷹線区域変更略図

世田谷区北烏山八丁目～北烏山七丁目

高速自動車国道・一般国道

都道

特別区道・市道

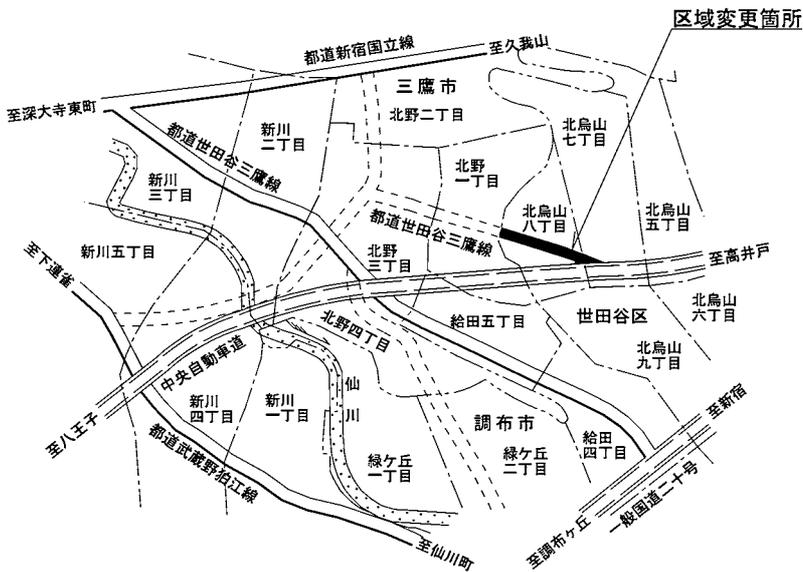
編入区域

延長 五九一・九三メートル

面積 九、一〇二・三二平方メートル

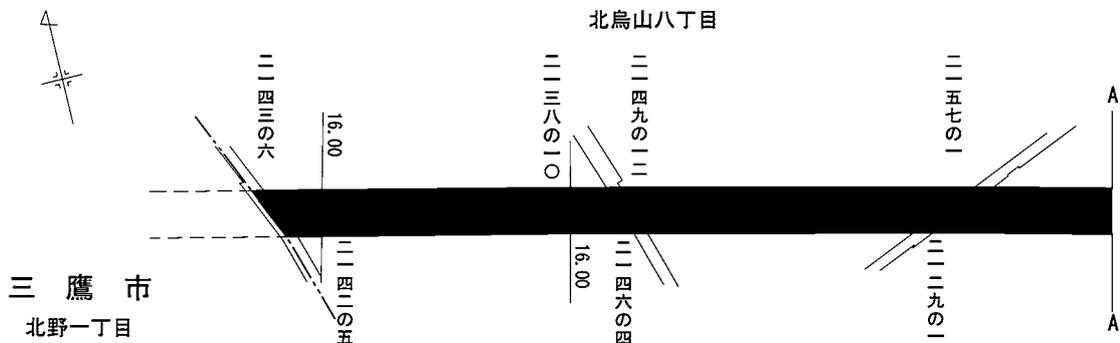
計画線

区域変更箇所



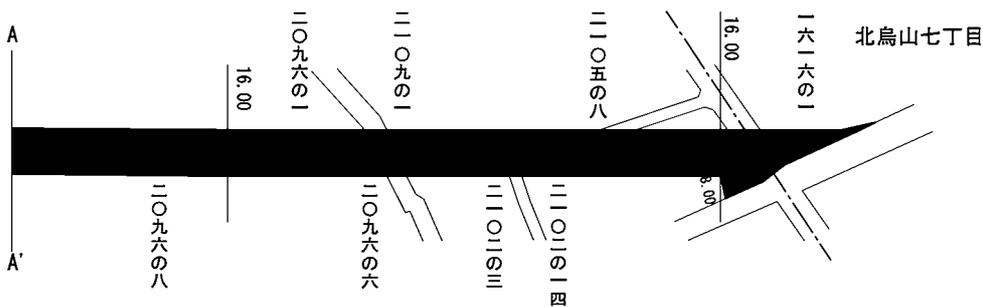
世田谷区

北烏山八丁目



世田谷区

北烏山八丁目



●東京都告示第三百四十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道世田谷三鷹線区域変更略図

三鷹市北野一丁目地内

高速自動車国道・一般国道

都道

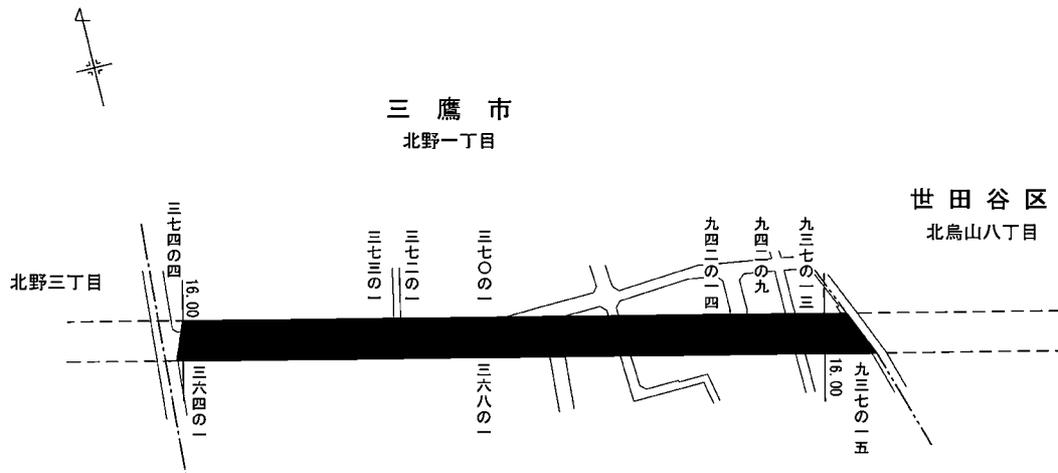
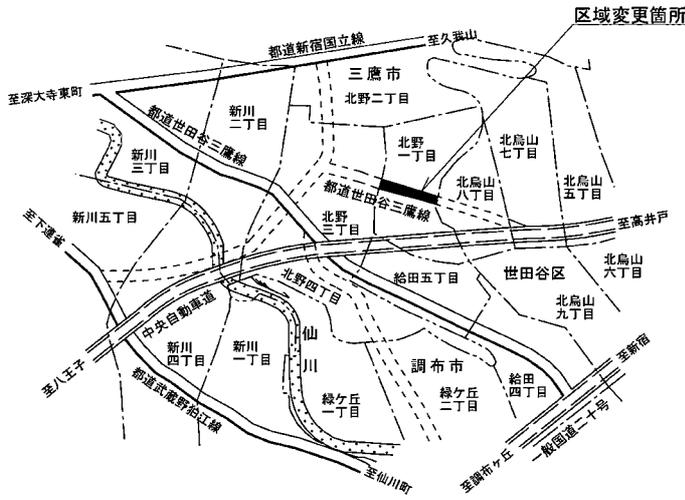
特別区道・市道

編入区域

延長 二七六・六八メートル

面積 四、三一三・二三平方メートル

計画線



その関係図面は、令和四年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月十七日  
 東京都知事 小池 百合子

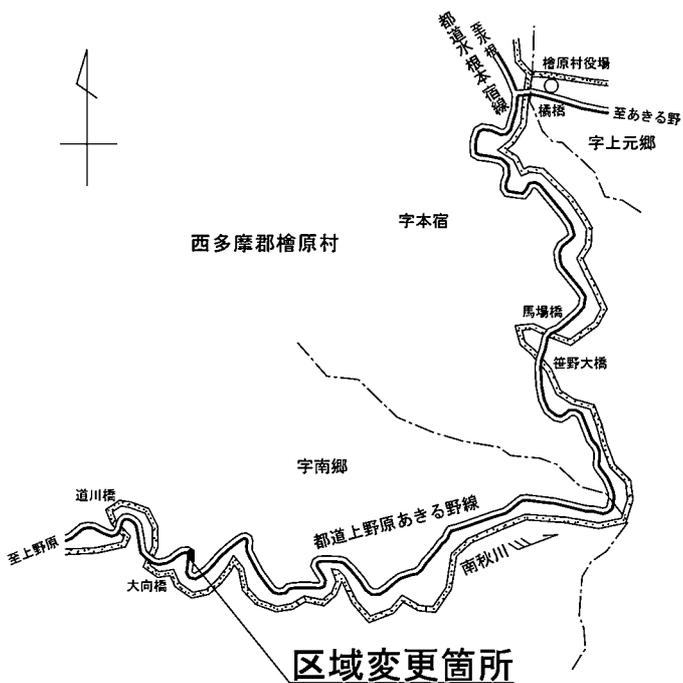
- 一 路線名 世田谷三鷹
- 二 変更の区間 三鷹市北野一丁目三百六十四番一地内から同所九百三十七番十五地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道上野原あきる野線区域変更略図  
西多摩郡檜原村字南郷地内

都道  
編入区域

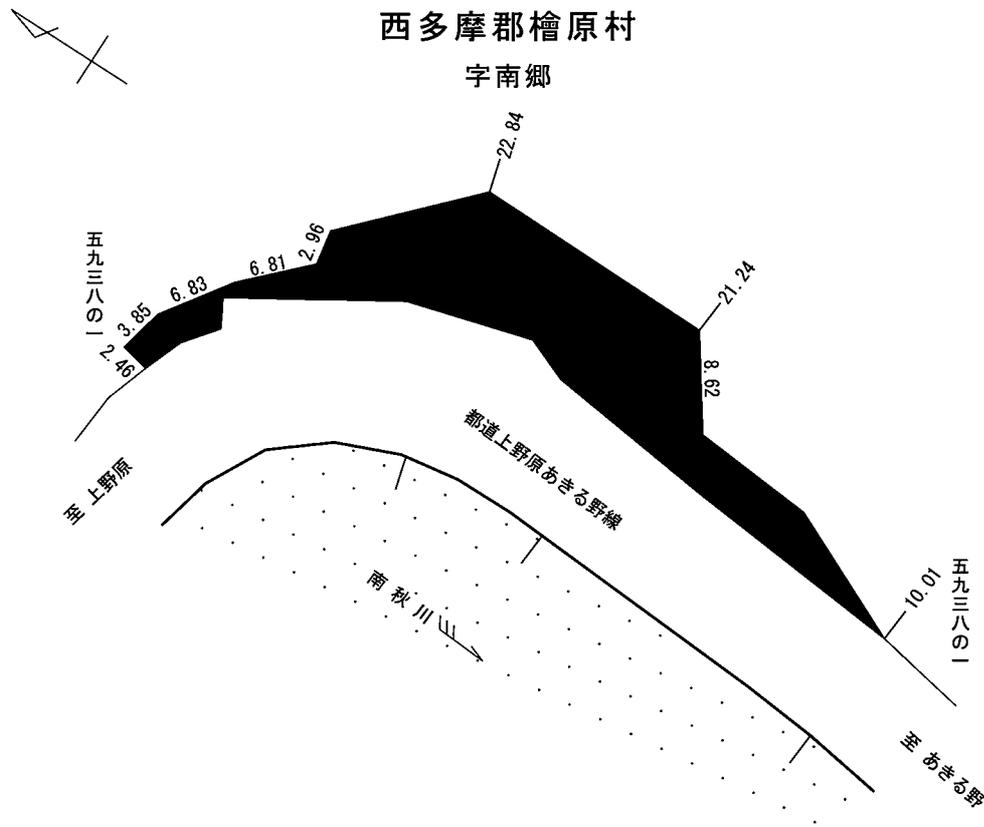
延長 六四・〇五メートル  
面積 四一・一・六五平方メートル



●東京都告示第三百四十五号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十七日から起算して二週  
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和四年三月十七日  
東京都知事 小池百合子

西多摩郡檜原村  
字南郷



- 一 路線名 上野原あきる野
- 二 変更の区間 西多摩郡檜原村字南郷五千九百三十八番  
一地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百四十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

### 別 図

## 都道神戸山多幸線区域変更略図

### 神津島村字山川地内

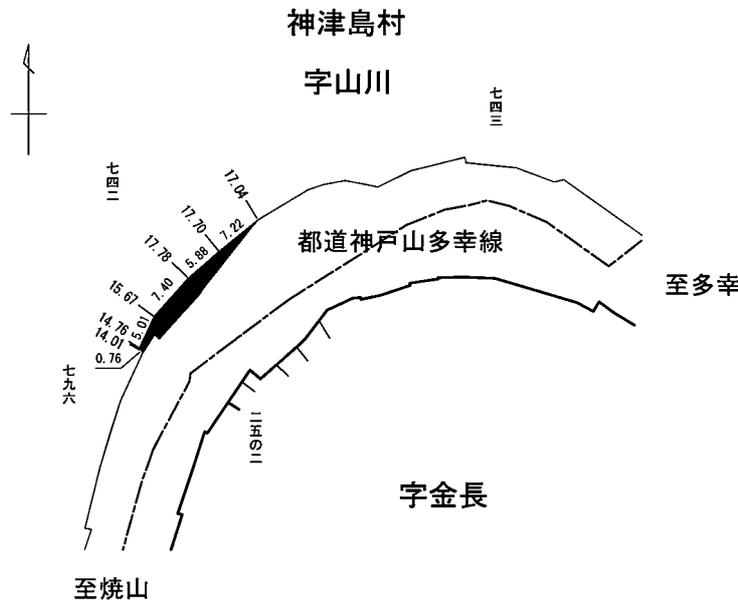


延長 二二・二六メートル  
 面積 四〇・一五平方メートル



その関係図面は、令和四年三月十七日から起算して二週  
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月十七日  
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 神戸山多幸
- 二 変更の区間 神津島村字山川七百四十二番地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



別表第二の二（第2条関係）  
交通局企業職員給料表（二）の二

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	131,200	174,400	199,100	224,800	284,000	494,000
	2	132,100	176,100	200,900	226,700	286,400	508,900
	3	133,000	177,800	202,700	228,600	288,800	517,800
	4	133,900	179,600	204,600	230,500	291,100	
	5	134,800	181,400	206,400	232,500	293,400	
	6	135,700	183,100	208,200	234,400	295,800	
	7	136,600	184,800	210,000	236,300	298,200	
	8	137,500	186,600	211,900	238,300	300,500	
	9	138,400	188,400	213,800	240,300	302,900	
	10	139,300	190,100	215,600	242,300	305,400	
	11	140,200	191,900	217,400	244,300	307,800	
	12	141,100	193,700	219,300	246,300	310,300	
	13	142,000	195,500	221,300	248,300	312,700	
	14	142,900	197,300	223,200	250,400	315,200	
	15	143,800	199,200	225,000	252,500	317,700	
	16	144,700	201,000	226,900	254,600	320,100	
	17	145,600	202,900	228,900	256,800	322,600	
	18	146,600	204,800	230,800	259,000	325,200	
	19	147,600	206,600	232,600	261,200	327,900	
	20	148,600	208,500	234,500	263,400	330,500	
	21	149,600	210,300	236,500	265,600	333,100	
	22	150,700	212,200	238,400	267,800	335,800	
	23	151,800	214,000	240,200	270,000	338,500	
	24	152,900	215,800	242,100	272,200	341,200	
	25	154,000	217,600	244,100	274,500	343,900	
	26	155,100	219,400	246,000	276,800	346,600	
	27	156,200	221,200	247,800	279,100	349,300	
	28	157,300	223,000	249,700	281,400	352,100	
	29	158,400	224,800	251,700	283,700	354,900	
	30	159,500	226,400	253,800	286,000	357,900	
	31	160,600	228,100	255,800	288,400	360,800	
	32	161,700	229,700	257,900	290,700	363,700	
	33	162,800	231,300	259,900	293,000	366,700	
	34	164,000	232,900	261,800	295,400	369,600	
	35	165,200	234,500	263,700	297,800	372,400	
	36	166,400	236,300	265,600	300,100	375,200	
	37	167,600	237,800	267,400	302,500	377,800	
	38	168,800	239,400	269,200	304,900	380,400	
	39	170,000	241,000	271,000	307,300	382,800	
40	171,200	242,600	272,900	309,800	385,300		

●交通局規程第十五号  
東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

規 程（交）

令和四年三月十七日  
東京都交通局長 内 藤 淳  
東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二を次のように改める。

41	172,400	244,200	274,700	312,200	387,800
42	173,600	245,800	276,600	314,600	390,200
43	174,800	247,500	278,400	317,100	392,600
44	176,000	249,000	280,200	319,500	395,000
45	177,200	250,600	282,000	322,000	397,500
46	178,400	252,200	283,800	324,500	399,900
47	179,700	253,800	285,600	327,000	402,200
48	181,000	255,400	287,400	329,600	404,500
49	182,300	257,000	289,200	332,200	406,900
50	183,600	258,600	291,000	334,900	409,300
51	184,900	260,200	292,800	337,600	411,600
52	186,200	261,700	294,600	340,300	413,800
53	187,500	263,300	296,400	343,000	415,900
54	188,800	264,900	298,200	345,600	417,900
55	190,100	266,400	300,000	348,100	420,000
56	191,400	267,900	301,700	350,500	422,000
57	192,700	269,500	303,400	352,800	423,900
58	194,000	270,900	305,100	355,100	425,800
59	195,600	272,300	306,800	357,300	427,600
60	197,100	273,700	308,500	359,400	429,400
61	198,600	275,100	310,200	361,400	431,200
62	200,200	276,500	311,800	363,400	432,700
63	201,700	277,800	313,500	365,400	433,800
64	203,200	279,200	315,100	367,300	434,700
65	204,800	280,500	316,600	369,200	435,600
66	206,300	281,800	318,200	371,000	436,400
67	207,800	283,000	319,700	372,700	437,100
68	209,300	284,100	321,300	374,300	437,800
69	210,800	285,300	322,800	375,900	438,500
70	212,200	286,400	324,300	377,000	439,200
71	213,800	287,400	325,700	378,100	439,900
72	215,200	288,500	327,100	379,000	440,600
73	216,600	289,500	328,600	379,900	441,300
74	218,100	290,500	330,100	380,800	442,000
75	219,600	291,500	331,500	381,700	442,700
76	221,000	292,400	332,900	382,500	443,300
77	222,500	293,400	334,200	383,300	443,900
78	224,000	294,300	335,500	384,100	444,600
79	225,500	295,200	336,700	384,900	445,200
80	226,900	296,100	337,800	385,700	445,800

81	228,300	297,000	338,800	386,500	446,400
82	229,800	297,900	339,800	387,200	447,000
83	231,200	298,700	340,800	387,900	447,600
84	232,700	299,500	341,700	388,500	448,200
85	234,100	300,300	342,500	389,100	448,800
86	235,500	301,100	343,400	389,700	449,400
87	237,100	301,800	344,100	390,300	450,000
88	238,500	302,500	344,800	390,900	450,500
89	239,900	303,100	345,500	391,500	451,000
90	241,400	303,800	346,100	392,100	451,600
91	242,800	304,400	346,600	392,700	452,100
92	244,200	305,000	347,000	393,200	452,600
93	245,500	305,600	347,500	393,700	453,100
94	247,000	306,300	348,000	394,300	453,600
95	248,600	306,900	348,500	394,800	454,100
96	249,800	307,500	349,000	395,300	454,600
97	251,100	308,100	349,400	395,800	455,000
98	252,500	308,600	349,900	396,300	
99	253,800	309,200	350,300	396,800	
100	255,200	309,700	350,800	397,300	
101	256,500	310,200	351,300	397,800	
102	257,900	310,800	351,700	398,300	
103	259,100	311,200	352,200	398,800	
104	260,500	311,700	352,700	399,300	
105	261,700	312,100	353,100	399,700	
106	262,800	312,600	353,500	400,200	
107	263,900	313,000	353,900	400,700	
108	265,000	313,500	354,300	401,100	
109	266,000	313,800	354,700	401,500	
110	267,000	314,300	355,100	402,000	
111	268,000	314,700	355,500	402,500	
112	269,000	315,200	355,900	402,900	
113	269,900	315,500	356,300	403,300	
114	270,800	316,000	356,700	403,800	
115	271,600	316,400	357,100	404,300	
116	272,400	316,800	357,500	404,700	
117	273,200	317,200	357,900	405,100	
118	273,900	317,600	358,300	405,600	
119	274,500	318,100	358,700	406,000	
120	275,100	318,400	359,100	406,400	

121	275, 700	318, 800	359, 500	406, 800
122	276, 200	319, 200	359, 800	407, 300
123	276, 800	319, 700	360, 200	407, 700
124	277, 200	320, 000	360, 600	408, 100
125	277, 700	320, 400	361, 000	408, 500
126	278, 100	320, 900	361, 300	409, 000
127	278, 600	321, 300	361, 700	409, 400
128	279, 000	321, 700	362, 100	409, 800
129	279, 500	322, 000	362, 500	410, 200
130	279, 900	322, 500		410, 700
131	280, 400	322, 800		411, 100
132	280, 800	323, 200		411, 500
133	281, 200	323, 600		411, 900
134	281, 600	323, 900		412, 300
135	282, 100	324, 300		412, 700
136	282, 500	324, 600		413, 100
137	282, 800	325, 000		413, 500
138	283, 200	325, 400		413, 900
139	283, 700	325, 700		414, 300
140	284, 000	326, 100		414, 700
141	284, 400	326, 400		415, 100
142	284, 900	326, 700		
143	285, 300	327, 000		
144	285, 700	327, 300		
145	286, 000	327, 600		
146	286, 500	327, 900		
147	286, 900	328, 200		
148	287, 300	328, 500		
149	287, 600	328, 800		
150	288, 000	329, 100		
151	288, 300	329, 400		
152	288, 600	329, 700		
153	288, 900	330, 000		
154	289, 200	330, 300		
155	289, 500	330, 600		
156	289, 800	330, 900		
157	290, 100	331, 200		
158	290, 400	331, 500		
159	290, 700	331, 800		
160	291, 000	332, 100		
161	291, 300	332, 400		
162	291, 600	332, 700		
163	291, 900	333, 000		
164	292, 200	333, 300		
165	292, 500	333, 600		
166	292, 800	333, 900		
167	293, 100	334, 200		
168	293, 400	334, 500		

	169	293,700	334,800				
	170	294,000	335,100				
	171	294,300	335,400				
	172	294,600	335,700				
	173	294,900	336,000				
	174	295,200	336,300				
	175	295,500	336,600				
	176	295,800	336,900				
	177	296,100	337,200				
	178	296,400	337,500				
	179	296,700	337,800				
	180	297,000	338,100				
	181	297,300	338,400				
	182	297,600	338,700				
	183	297,900	339,000				
	184	298,200	339,300				
	185	298,500	339,600				
	186	298,800	339,900				
	187	299,100	340,200				
	188	299,400	340,500				
	189	299,700	340,800				
	190	300,000	341,100				
	191	300,300	341,400				
	192	300,600	341,700				
	193	300,900	342,000				
	194		342,300				
	195		342,600				
	196		342,900				
	197		343,200				
	198		343,500				
	199		343,800				
	200		344,100				
	201		344,400				
	202		344,700				
	203		345,000				
	204		345,300				
	205		345,600				
	206		345,900				
	207		346,200				
	208		346,500				
	209		346,800				
再任用 職員		208,100	222,400	230,400	271,000	313,000	429,100

備考 この表は、自動車運輸並びに自動車部に所属する運輸技術及び運輸業務職員に適用する。

附則別表第一(附則第二項関係)

職員の号給の切替表

交通局企業職員給料表(二)の二(1級)

旧号給	新号給
194	193
195	
196	
197	
198	
199	
200	
201	
202	
203	
204	
205	
206	
207	
208	
209	
210	
211	
212	
213	
214	
215	
216	
217	
218	
219	
220	
221	

附則  
(施行期日)  
1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。  
(号給の切替え)  
2 令和四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別表第二の二に掲げる交通局企

業職員給料表(二)の二の一級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)が附則別表第一旧号給欄に掲げる号給であるものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、附則別表第一新号給欄に定める号給とする。  
(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(局長の定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

ハ 東京都交通局企業職員給料表(二)の二

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	2	1
11	1	3	3	1
12	1	4	4	1
13	1	5	5	1
14	1	6	6	1
15	1	7	7	1
16	1	8	8	1
17	1	9	9	1
18	1	10	10	1
19	1	11	11	1
20	1	12	12	1
21	1	13	13	1
22	1	14	14	2
23	1	15	15	3
24	1	16	16	4
25	1	17	17	5
26	1	18	18	6
27	1	19	19	7
28	1	20	20	8
29	1	21	21	9
30	1	22	22	10
31	1	23	23	11
32	1	24	24	12
33	1	25	25	13
34	2	26	26	14
35	3	27	27	15
36	4	28	28	16
37	5	29	29	17
38	5	30	30	18
39	6	31	31	19
40	6	32	32	20
41	7	33	33	21
42	7	33	34	22
43	8	34	35	23
44	8	34	36	24
45	9	35	37	25
46	10	35	37	26
47	11	36	38	27
48	12	36	38	28
49	13	37	39	29
50	13	38	39	30
51	14	39	40	31
52	14	40	40	32
53	15	41	41	33
54	15	42	42	33
55	16	43	43	34
56	16	44	44	34

●交通局規程第十六号  
 東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 令和四年三月十七日

東京都交通局長 内 藤 淳  
 東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程  
 給等に関する規程の一部を改正する規程  
 東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和三十四年交通局規程第九号）の一部を次のよ

うに改正する。  
 第十六条第一号中「昇格に」を「昇任に」に改める。  
 別表第二十八の項を次のように改める。

57	17	45	45	35
58	18	46	45	35
59	19	47	46	36
60	20	48	46	36
61	21	49	47	37
62	22	49	47	38
63	23	50	48	39
64	24	50	48	40
65	25	51	49	41
66	26	51	50	42
67	27	52	51	43
68	28	52	52	44
69	29	53	53	45
70	29	54	53	45
71	30	55	54	45
72	30	56	54	46
73	31	57	55	46
74	31	57	55	46
75	32	58	56	47
76	32	58	56	47
77	33	59	57	47
78	34	59	57	48
79	35	60	58	48
80	36	60	58	48
81	37	61	59	49
82	38	61	59	49
83	39	62	60	49
84	40	62	60	49
85	41	63	61	50
86	42	63	61	50
87	43	64	61	50
88	44	64	61	50
89	45	65	62	51
90	46	65	62	51
91	47	65	62	51
92	48	66	62	51
93	49	66	63	52
94	50	66	63	52
95	51	67	63	52
96	52	67	63	52
97	53	67	64	53
98	54	68	64	53
99	55	68	64	53
100	56	68	64	53
101	57	69	65	53
102	58	69	65	54
103	59	69	65	54
104	60	70	65	54
105	61	70	66	54
106	61	70	66	54
107	62	71	66	55
108	62	71	66	55
109	63	71	67	55
110	63	72	67	55
111	64	72	67	55
112	64	72	67	56
113	65	73	68	56

114	66	73	68	56
115	67	73	68	56
116	68	73	68	56
117	69	74	69	57
118	69	74	69	57
119	70	74	69	57
120	70	74	69	57
121	71	75	70	58
122	71	75	70	58
123	72	75	70	58
124	72	75	70	58
125	73	76	71	59
126	73	76	71	59
127	73	76	71	59
128	74	76	71	59
129	74	77	72	60
130	74	77		60
131	75	77		60
132	75	78		60
133	75	78		61
134	76	78		61
135	76	79		61
136	76	79		62
137	77	79		62
138	77	80		62
139	78	80		63
140	78	80		63
141	79	81		63
142	79	81		
143	80	81		
144	80	81		
145	81	82		
146	81	82		
147	81	82		
148	82	82		
149	82	83		
150	82	83		
151	83	83		
152	83	83		
153	83	84		
154	84	84		
155	84	84		
156	84	84		
157	85	85		
158	85	85		
159	86	85		
160	86	86		
161	87	86		
162	87	86		
163	88	87		
164	88	87		
165	89	87		
166	89	88		
167	89	88		
168	90	88		
169	90	89		
170	90	89		
171	91	89		
172	91	90		
173	91	90		
174	92	90		
175	92	91		
176	92	91		
177	93	91		

178	93	92		
179	94	92		
180	94	92		
181	95	93		
182	95	94		
183	96	95		
184	96	96		
185	97	97		
186	97	97		
187	98	98		
188	98	98		
189	99	99		
190	99	99		
191	100	100		
192	100	100		
193	101	101		
194		101		
195		102		
196		102		
197		103		
198		103		
199		104		
200		104		
201		105		
202		106		
203		107		
204		108		
205		109		
206		110		
207		111		
208		112		
209		113		

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に東京都交通局企業職員給料表(二)の二の職務の級一級の適用を受ける職員を施行日に一級上位の職務の級へ昇格させる場合におけるその者の号給は、施行日の前日に昇格したものとみなし、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程別表第二十八の項の規定を適用して得られる号給とする。

告示(交)

●交通局告示第一号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から実施する。

令和四年三月十七日

東京都交通局長 内 藤 淳

表横浜市の項中「神奈川県横浜市中区港町一丁目一番地」を「神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地の十」に改め、同表東急電鉄株式会社の項中「渋谷区南平台町五番六号」を「渋谷区神泉町八番十六号」に改め、同表株式会社とゆめの項及び株式会社プリンスホテルの項中「東京都」を削り、同表ラオックス株式会社の項中「東京都港区芝二丁目七番十七号」を「港区芝公園二丁目十一番一号」に改める。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中里五丁目五百七十七番一並びに同番五、五百七十八番及び五百七十九番の一各一部、同番四、五百八十番四並びに八百三十九番一、八百四十番一、同番二、八百四十二番一及び八百四十三番三の各一部(第三工区)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市上清戸二丁目二十番二  
埼玉県所沢市小手指町二丁目一番地四

株式会社住協  
代表取締役 安永 久人

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市住吉町五丁目五百二十六番、同番地先、同番二及び五百二十九番一の一部(第二工区)  
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

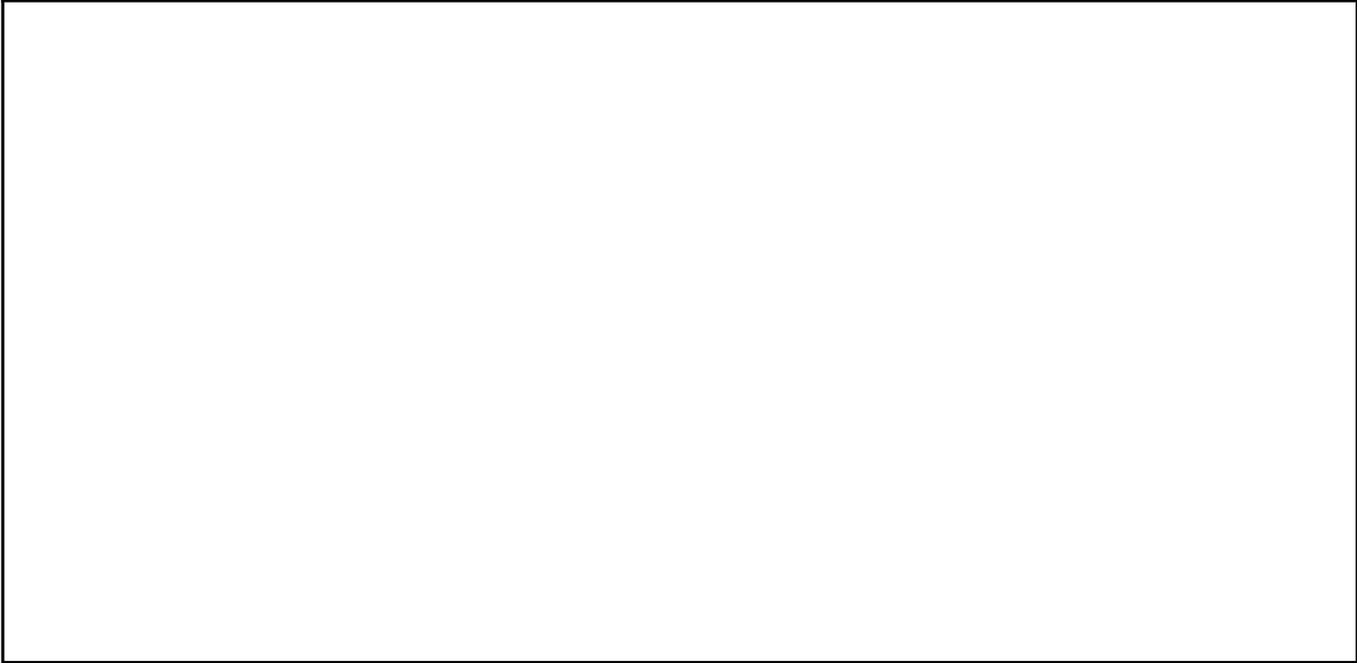
令和四年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

小平市上水本町一丁目千六百八十四番五  
新宿区西新宿二丁目六番一  
号新宿住友ビル三十一階  
アグレ都市デザイン株式会社  
代表取締役 大林 竜一



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
五〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえ  
リサイクルできます。

